

(17) 看護師等の寮

提案基準17 「看護師等の寮」

市街化調整区域に存する病院と密接な関連を有する看護師等の寮で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 当該病院は、救急病院であること。
- 2 予定建築物は、次の各号のすべてに該当すること。
  - (1) 当該病院の開設者が設置するものであること。
  - (2) 当該病院に併設すること。
  - (3) 当該病院に勤務する看護師等の寮として規模、設計、配置、内容等が適切であること。

なお、当該病院の従業員のための託児施設を併設することについては差し支えない。

<留意事項>

ア 救急病院とは、消防法第2条第9項にいう「医療機関」を定めた「救急病院等を定める省令」にいう救急病院をいう。

イ 看護師等とは、保健師助産師看護師法にいう保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。

**【解説P63参照】**